

青森県報

第四千五百九十二号

平成三十一年
四月十九日
(金曜日)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

○身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………(同) ……二

○国土調査の指定……………(農村整備課) ……二

○急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……二

公 告

○平成三十一年度(二十十九年度)青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務委託に係る一般競争入札……………(環境政策課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……四

○右……………(中南地域県民局) ……四

○右……………(同) ……五

○土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域県民局) ……五

○右……………(同) ……五

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……五

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六

告 示

青森県告示第二百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
合同会社アイディア	三沢市春日台二丁目一五四の六	かすがだい訪問看護ステーション	三沢市春日台二丁目一五二の四一四	平成三・一・三

青森県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	行 業 所	廃 止 日
指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業をを行う事業所	年月日

○電子カルテ等基幹システム賃貸借契約に係る一般競争入札(病院管理局) ……六

医療法人なごみ会	上北郡東北町字上笹橋二三の八	自立訓練(生活訓練)	生活訓練なごみの家あ	上北郡東北町字上笹橋二三の八	平成三・四・四
----------	----------------	------------	------------	----------------	---------

青森県告示第百九十二号

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定辞退年月日
	弘前大学医学部附属病院		
高橋 静		眼科(視覚障害)	平成三・六・一

青森県告示第百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、平成三十一年四月十日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平川市	高木原富の一部 尾上栄松の一部 新屋町松下一部 原大野、上原一部 中佐度南田の一部	平成三十一年四月十九日から平成三十二年九月三十日まで
南部町	大字麦沢字家ノ向、字内ノ沢、字大久保、字上	平成三十一年四月

青森県告示第百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、昭和五十九年一月五日青森県告示第三号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第十九号を次のとおり改める。

十九 権現急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域(市道の区域を除く)。この場合において、標柱二号と標柱三号を結んだ線はつがる市道富范二十五号線左側官民地境界線とし、標柱六号と標柱七号を結んだ線はつがる市道富范六十二号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	つがる市	富范町	萱津	二三の一
二	〃	〃	〃	〃
三	〃	〃	〃	〃
四	〃	〃	〃	〃

木戸場、字差和、字下木戸場、字地蔵前、字外ノ沢、字茨島、字松山外	月十九日から平成三十二年三月三十一日まで
大字高橋字狐森、字房久保、字待井沢	
大字小泉字小松沢、字小松沢下平、字白椏、字中森、字張渡、字日計、字櫓屋敷	
大字苦米地字上火焙、字下火焙、字西山、字間木、字間木ノ沢	

五 入札の日時及び場所

1 日時

平成三十一年（二千九十九年）五月二十四日 午前十時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第百三十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第百五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約の締結

1 青森県財務規則第百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

九 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社泰

二 代表者の氏名 三戸孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野内字菊川四三の七

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一〇〇二一四号

五 取消年月日 平成三十一年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ツクタ建築
- 二 氏名 附田博
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小栗山字川合一一九の三七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇三七六号
- 五 取消年月日 平成三十一年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 KKサービス
- 二 氏名 今彰
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大助字野田一一三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第二〇〇四五二号
- 五 取消年月日 平成三十一年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、館土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、名川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成三十一年四月八日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

事業名 維持管理

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年四月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
放射線治療システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年三月七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
江渡商事株式会社
青森市問屋町二丁目一の一五
- 六 契約金額
十億八千万円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号
- 八 契約の相手方を決定した手続
二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

電子カルテ等基幹システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、構築、保守及び撤去を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。
- 二 電子カルテ等基幹システム 一式
- 三 賃貸借期間
平成三十一年九月三十日から平成三十七年九月二十九日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）
- 四 納入期限
平成三十一年九月二十九日まで
- 五 設置場所等
入札説明書による。
- 六 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までにOA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 公告の日から直近五年以内に元請として、七百床以上の総合病院で電子カルテシステム、オーダーリングシステム及び医事会計システムの更新実績を有する者であること。（業務実績と認められるものは、業務が完了し、発注者へ引き渡しを完了しているものに限ること。）

6 構築するシステムについて、ソフトウェア及びハードウェアの保守体制が整備されていることを証明した者であること。

7 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）についてISO/IEC27001又はJIS Q27001に基づく認証を取得していること。

8 システムの品質向上を図る上でISO9001を取得していること。また、環境に配慮したISO14001の資格を取得していること。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 2の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

4 2の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

5 提出部数
二部

6 提出期限
平成三十一年五月七日

7 提出場所
青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院（青森県病院局運営部情報管理課）

電話 ○一七―七二六―八二二一

七 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院（青森県病院局運営部情報管理課）

電話 ○一七―七二六―八二二一

2 入札書の提出期限
平成三十一年五月三十日 午前十時

3 開札の場所及び日時
青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院三階第一会議室

平成三十一年五月三十日 午前十時

八 入札執行回数
原則として三回を限度とする。

九 入札保証金に関する事項

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）第九十二条において準用する青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

十 契約保証金に関する事項
入札説明書による。

十一 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当

する額を加算した額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月と一日分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased :

Electronic medical record system

2 Time limit for tender :

30 May, 2019, 10:00Am.

3 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashitsukurimichi Aomori City, Aomori Prefecture, Japan

Tel 017-726-8221

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭